

## 「環境影響評価法施行令の一部を改正する政令案」(風力関係)に対するパブリックコメントの結果について

### 1. 概要

- (1)意見募集期間:平成23年8月9日(火)～9月7日(水)17:00
- (2)告知方法 電子政府の総合窓口、環境省ホームページ及び記者発表
- (3)意見提出方法 電子メール、郵送またはファックス

### 2. 意見提出数

意見の提出者数:68通(意見の件数:137件)

#### 【内訳】

自然保護団体関係	5件
事業団体・民間事業者関係	24件
個人	108件

### 3. 意見の内容とそれに対する考え方

意見の対象項目	意見の概要	件数	意見に対する考え方
環境影響評価法施行令の一部を改正する政令案(風力関係)			
2. (1)対象事業の規模要件 (別表第1関係)	第1種事業の規模要件を1万kWより大きく又は小さくすべき。	49	規模要件の水準は、従来からの自主的取組との関係、苦情等の発生状況、動植物・生態系への影響の観点、騒音・低周波音の影響の観点及び法対象の発電事業のカバー率との関係等を踏まえると、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある規模として1万kWとすることが適当であると考えています。
	対象とする施設規模は、上記で妥当と思います。	2	本政令案の内容に賛成の御意見と理解します。
	アセス逃れを防ぐために、変更の工事や、アセスの適用規模に満たない開発が隣接もしくは近接地で繰り返されるものについては、規模要件を見直すべき。	2	風力発電所の新設又は増改築を伴う変更の工事のいずれであっても、騒音・低周波音や動植物・生態系等への環境影響の程度は変わらないと想定されるため、変更の工事に関する規模要件については新設事業と同じ水準とすべきと考えています。
	出力1万kW以上の風車ナセル及びブレードを交換する工事は「変更の工事」に該当せず、同工事は対象事業に該当しないと理解してよいか。	1	「発電設備の新設を伴う風力発電所の変更の工事」と規定されている「発電設備」の定義については、電気事業法を所管する経済産業省が第一義的に解釈するものであり、その解釈によって本施行令における解釈も一意に定まるものとなっていますが、風車ナセル及びブレードを交換した結果、交換した部分の総計出力が1万キロワット以上となる場合は、本政令案別表第一 五 ㉞の「変更の工事」に該当すると考えられます。

意見の対象項目	意見の概要	件数	意見に対する考え方
	「出力」で規制をするのではなく、「建設する地域の環境保全必要性の度合い」に応じて規制すべきである。	1	環境影響評価法では、環境影響が著しいものとなるおそれがある事業は、必ず環境影響評価を実施するものとし、その規模を下回る事業でも一定規模以上のものは、地域の環境状況等を踏まえて環境影響評価を実施するか否かを判断するものと定めています。また、我が国の環境影響評価制度では、法対象とならない小規模の事業等について、各地方公共団体が地域の実情も踏まえながら必要に応じ条例において対象事業とすることにより、法と条例とが一体となって、より環境の保全に配慮した事業の実施を確保してきており、風力発電事業についても、法対象以下の規模の事業に関しては、地域特性に応じた規模要件の設定が必要な場合は、条例において措置されるべきと考えています。
2. (2) 軽微な修正の要件 (別表第2関係) (3) 軽微な変更の要件 (別表第3関係)	軽微な修正、変更の条件は環境に対する影響が小さいため削除すべき。	7	環境影響評価法では、環境影響評価手続の過程で事業内容が修正されることにより環境影響が大きく変わるおそれがある場合に、手続の再実施を義務付けており、風力発電事業についても、法対象の他種の発電事業を参考に、軽微な修正については「発電所の出力」及び「対象事業実施区域の位置」、軽微な変更については「発電所の出力」、「対象事業実施区域の位置」及び「発電設備の位置」とすることが適当であると考えています。
	軽微な修正、変更の条件は、アセス逃れを認めかねないため、削除すべき。	5	環境影響評価制度は、手続の過程で環境保全の観点からより良い事業計画を作り上げていくことを狙いとしており、手続の過程で事業内容が修正されることを前提とした制度です。このため、事業の諸元が一定の基準以上にならない修正・変更については、手続を再実施する必要はないと規定しております。
	風力発電の特殊性を考慮し、10%、300メートル、100メートル等の数値については、風力発電事業者とよく協議をし、導入促進に支障のないものとするべきである。	18	他の発電設備設置事業に関し、「出力」及び「対象事業実施区域」に係る「手続を経ることを要しない修正の要件」については、10%、300メートルと定められており、10%の根拠としては、設計やその他の諸条件の検討が進むにつれて変更されることが想定される範囲として設定されており、300メートルについては、通常対象事業実施区域の周囲300mの範囲が調査区域とされていることから設定されています。このため、上記の3つの数値については適切な値であり、環境影響評価を適切に実施することで住民等の理解につながり、事業の円滑な推進を促進するものと考えており、風力発電の普及促進を妨げるものではないと認識しております。
	軽微な修正の要件および変更の要件での、「対象事業実施区域から300メートル以上離れた区域が新たに対処事業実施区域とならないこと」と、その基準を300メートルから100メートルに変えるべきだと考える。	1	一般に、火力・地熱等の発電所の対象事業実施区域の周囲300メートル程度の範囲内については、事業実施区域内と同程度の詳細な調査が行われており、この範囲内であれば、対象事業実施区域が移動しても環境に与える影響が把握できており、環境影響評価が大きく変わるおそれがないと考えられます。このため、火力・地熱等の発電所において、対象事業実施区域の軽微な修正及び軽微な変更の要件が300メートル以内と定められています。風力発電所についても同様の状況であると考えられることから、300メートルという数値は適切な値であると考えます。（「風力発電施設に係る環境影響評価の基本的考え方に関する検討会報告書」(平成23年6月)においても、風力発電と地熱発電の立地環境の類似性が指摘されています。）
3. 今後の予定	施行時期を延期すべき。	22	風力発電事業の環境影響評価の手法等を定める主務省令を策定するための期間や風力発電事業者等への周知期間を考慮して、施行日を平成24年10月1日としています。
4. その他	迅速な申請処理手続と体制を構築してほしい。	2	風力発電事業について効率的・効果的かつ適切な環境影響評価を実施するため、関係省庁と連携の上、行政機関による審査期間の短縮化の努力に取り組んでまいります。
	事業性を圧迫する法アセスのための補助金や保安林、国有林、自然公園などすでに荒廃している場所も多々ありポテンシャルの高い適地の規制緩和など、環境影響面だけでなくエネルギー、産業、地域経済等多面的にも目を向けて総合的な施策としての位置づけを明確にしてほしい。	1	今後の参考とさせていただきます。
	NEDOマニュアルに基づく、または自主環境アセスメントが実施されている風力事業案件については法アセス対象から除外していただきたい。	20	法施行時の経過措置については、関係省と連携のうえ、今後検討していく予定です。

意見の対象項目	意見の概要	件数	意見に対する考え方
	法アセスの適用が普及促進の阻害とならないよう配慮すべきである。	1	環境影響評価を適切に実施することで住民等の理解につながり、事業の円滑な推進を促進するものと考えており、風力発電の普及促進を妨げるものではないと認識しております。
	本パブリックコメント及び事業者等から個別に寄せられた疑問については、施行日までに環境省が取りまとめ、その回答とともに公表すべき。	1	本政令案に関する意見募集(パブリックコメント)について、寄せられた御意見の概要及びそれらに対する考え方を本資料に取りまとめましたので、御参照ください。
	「風力発電施設に関する環境影響評価の基本的考え方に関する検討会報告書」に記載されている項目(騒音、シャドーフリッカー、距離、低周波音)を政令に盛り込むこと	1	風力発電事業の環境影響評価に当たっての評価項目等は、環境影響評価法第11条において、「環境影響評価法に基づく基本的事項」等に基づき選定されることと定められております。
	風車と住居までの直線距離を政令対象にするべきである。1,000kW以上の風車においては住居までの直線距離を1.5～2km以上取ること。	3	法対象となる事業の規模要件の指標については、風力発電事業による騒音・低周波音、動植物及び景観への影響が及ぶ範囲等は、総出力、基数、定格出力等との関係性があると考えられること、現に騒音・低周波音や動植物に関する苦情等の発生割合は、総出力又は基数が大きくなるほど高くなっていること、基数を指標とする場合、今後の傾向である定格出力の大型化に適切に対応できない可能性があること等から、総出力を指標とすることが適当であると考えています。